

This Page Is Inserted by IFW Operations
and is not a part of the Official Record

BEST AVAILABLE IMAGES

Defective images within this document are accurate representations of the original documents submitted by the applicant.

Defects in the images may include (but are not limited to):

- BLACK BORDERS
 - TEXT CUT OFF AT TOP, BOTTOM OR SIDES
 - FADED TEXT
 - ILLEGIBLE TEXT
 - SKEWED/SLANTED IMAGES
 - COLORED PHOTOS
 - BLACK OR VERY BLACK AND WHITE DARK PHOTOS
 - GRAY SCALE DOCUMENTS
-

IMAGES ARE BEST AVAILABLE COPY.

**As rescanning documents *will not* correct images,
please do not report the images to the
Image Problems Mailbox.**



拒絶理由通知書

特許出願の番号 平成 6年 特許願 第242592号
起案日 平成14年 3月 1日
特許庁審査官 樋口 宗彦 9118 2W00
特許出願人代理人 平木 祐輔 様
適用条文 第29条第2項、第36条、第37条

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものである。これについて意見があれば、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出して下さい。

理 由

1. この出願は、下記の点で特許法第37条に規定する要件を満たしていない。

記

請求項1に係る発明（発明1）は、局所の血液動態変化のみを検出することを課題とし（段落10）、該課題を生体への照射光を照射位置を対称中心とする2位置で検出し、その差分を演算することにより解決しようとするものである。

これに対し、請求項2-4に係る発明は、照射位置に対して複数検出位置の対称性が限定されておらず、発明1とは主要部を異にするものであるとともに、上記課題を解決しようとするものではない。

ここで、特に請求項3に係る発明は、外来起因の雑音を除去することを課題とし（段落12）、該課題を照射光を変調させることにより解決するものであり、発明1とは明確に異なる課題とその解決手段の組を有するものである。

この出願は特許法第37条の規定に違反しているので、請求項1以外の請求項に係る発明については同法第37条以外の要件についての審査を行っていない。

2. この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前日本国内又は外国において頒布された下記の刊行物に記載された発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

記 (引用文献等については引用文献等一覧参照)

請求項1 / 引用文献1、2 /

引用文献1には、照射点に対し相互に点対称な関係にある4点以上の位置に検出手段を配置し、前記対称な位置にある検出手段の検出値の差分 (Fig. 5) を演算することによる生体光計測装置の発明が記載されている。

また、引用文献2にも、第2実施例として、照射点を中心とする円周上に複数の検出手段を配置し、それらの検出値を比較することで方向による透過光強度の相違を検出する (p 4 左下~右下欄) 生体光計測装置の発明が記載されている。

該請求項の発明の構成は上記引用文献1、2記載の発明との間に格別な相違点がない。

引用文献等一覧

1. 特表平3-505922号公報
2. 特開平2-66429号公報

3. この出願は、特許請求の範囲の記載が下記の点で、特許法第36条第5項第1号に規定する要件を満たしていない。

記

(1) 請求項2では、照射位置に対し複数の検出位置が任意の関係に規定されているが、発明の詳細な説明には照射位置に対し少なくとも一組の複数検出位置が対称・等距離に配置することしか記載されておらず、また該対称性により局所性状の検出を行い得るという効果を伴うものであるとの説明が発明の詳細な説明に於いて為されているものである。

(2) 請求項3では、検出位置に対し複数の照射位置が任意の関係に規定されているが、発明の詳細な説明には検出位置に対し複数照射位置が等距離に配置することしか記載されておらず、また該対称性により局所性状の検出を行い得るという効果を伴うものであるとの説明が発明の詳細な説明に於いて為されているものである。

(3) 請求項4記載の如く、照射・検出の組を複数配置することは発明の詳細な説明に記載がない。

よって、請求項2-4に係る発明は、発明の詳細な説明に記載したものでない。

なお、拒絶の理由が新たに発見された場合には拒絶の理由が通知される。

この拒絶理由通知書に関する問い合わせ先：

特許審査第一部物理・診断分析 審査官 樋口宗彦
TEL 03-3501-8041 (直)
FAX 03-3501-0604 (事前に電話連絡のこと)

先行技術文献調査結果記録

・ 調査した技術分野

G01N21/00-21/01, 21/17-21/61

A61B5/14

A61B10/00

PATOLIS

・ 先行技術文献

特開昭63-294831号公報、特開平5-49625号公報、特開平4-361741号公報、特開平3-23846号公報、特開平7-103827号公報、特開平5-52739号公報、特開平2-163634号公報、特開平2-203250号公報、特開平5-332835号公報

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではない。

Page 2
May 17, 2002

Our Ref. E2063-04EN

Partial Translation of Official Action

Mailing No. 071172

Mailing Date: March 6, 2002

Japanese Patent Appln. No. 6-242592

Date of Issued: March 1, 2002

Name of Examiner: Yusuke Hiraki

Patent Attorney: Yusuke Hiraki

Article Applied: Patent Law Article 29.(2)

Remarks (refer to a list of cited references)

Claim 1 / Cited References 1, 2

The cited reference 1 discloses a living body optical measurement system in which detecting means are disposed at four or more positions interrelated in point symmetry with regard to irradiating points to calculate differences between values detected by the detecting means disposed in point symmetry (Fig.5).

Further, the cited reference 2 discloses a second

embodiment of the living body optical measurement system in which a plurality of detecting means are disposed on a circumference whose a center corresponds to an irradiating point to compare values detected by the detecting means to detect difference of transmission light intensity due to differences of directions (refer to left lower and lower right on page 4).

The Examiner considers that the invention defined in the claim 1 is not exceptionally different from the cited references 1 and 2.

List of Cited References

1. JP-A-3-505922
2. JP-A-2-66429